

## 会 議 録

|                    |     |  |    |      |      |    |
|--------------------|-----|--|----|------|------|----|
| 会議名<br>(審議会等名)     |     | 相模原市環境影響評価審査会                                      |    |      |      |    |
| 事務局<br>(担当課)       |     | 環境政策課 電話042-769-8240(直通)                           |    |      |      |    |
| 開催日時               |     | 令和3年1月25日(月) 18時00分~19時45分                         |    |      |      |    |
| 開催場所               |     | ソレイユさがみ セミナールーム1                                   |    |      |      |    |
| 出席者                | 委員  | 9人(別紙のとおり)   |    |      |      |    |
|                    | その他 | 0人   |    |      |      |    |
|                    | 事務局 | 6人(環境共生部長、環境政策課長、他4人)                              |    |      |      |    |
| 公開の可否              |     | 可  | 不可 | 一部不可 | 傍聴者数 | 2人 |
| 公開不可・一部不可の場合は、その理由 |     |  |    |      |      |    |
| 会議次第               |     | 1 開会<br>2 議題<br>(1) 審議<br>「(仮称)相模大野4丁目計画」環境影響評価方法書 |    |      |      |    |

## 審 議 経 過

主な内容は次のとおり。( は委員の発言、 は事務局の発言)

### 1 開会

定足数の確認の上、開会した。

### 2 議題

片谷会長の進行により議事が進められた。

#### (1) 「(仮称)相模大野4丁目計画」環境影響評価方法書

「(仮称)相模大野4丁目計画」に係る環境影響評価方法書に関して、「環境の保全の見地からの意見」及び「審査会における指摘事項への対応方針(案)」について、「資料1」～「資料3」を基に、事務局から説明された。

「植物」について、対象事業実施区域内に限定された非選定理由が示されているが、相模大野中央公園等の周囲の植物の生育に関して、予測・評価するとともに、新たに整備する緑地等の質及び量に関しても、予測・評価することが望ましい。

人工的な植生であっても、保全対象になり得ることに留意する必要がある。

非選定項目に対して、新たに選定を求めることになることから、次回審査会で答申の案を審議することとする。

高さへの反対など、事業自体が成り立たなくなるような環境保全の見地からの意見もあるが、本審査会ではどのように取り扱うべきか。

意見に対する事業者見解や「日照障害」、「景観」などに関する予測・評価の結果について、次の準備書として示されることから、原則としては、その内容を審議していくこととなる。

従来と同様にデッキの接続をお願いしたいとの環境保全の見地からの意見があるが、今回の事業では接続する計画となっているという理解でよいか。

意見と計画の場所が完全に一致しているか不明だが、公共歩廊を設置する計画であることから、意見の要望には対応できていると思われる。

「風環境」 1の対応方針は、調査地点の追加の検討を求める趣旨を答申案とすることで了承する。

事業者からの追加資料では「風環境」の予測方法の参考例が示されているが、実際に予測する際には、重要な解析条件である乱流モデルについて記載するとともに、計算領域は建築物高さの10倍程度に設定する必要がある。

「風環境」の予測に当たっては、人が歩く地表付近の高さだけでなく、近隣の中高層建築物への影響を考慮した高さでも予測する必要がある。

「風環境」 3の対応方針は、予測方法の妥当性の検証を求める趣旨を答申案とすることで了承する。

「風環境」 4の対応方針は、審議終了として了承するが、準備書で他事例を示す際には、事後調査結果まで出ている事例が望ましい。

事業者から追加された補足資料等の取扱いはどうなるのか。条文上においては、方法書の内容に基づき、市長意見等を勘案した上で調査・予測・評価を行い、準備書を作成することになっているため、補足資料等の内容を遵守しない場合における法的な位置づけが難しい。

方法書の付属資料ということにはなるが、アセス条例自体が規制条例ではなく手続条例であり、公表規定はあるが罰則規定はない。このような資料が公になるということが、事業者が遵守しないことの抑止力にはなる。

事業者の良識に委ねられる性質の手続ではあるが、準備書に適正に反映されるよう、事業者とは十分に調整していくことになる。

罰則規定がない場合においても、条例の規定に従わなくて良い訳ではない。事業を止めることができただけであり、違反すれば、違法であることに変わりないことに留意すべきである。

「地下水・湧水」 1について、新たな杭を設置するとあるが、杭工事の工法によっては、特に場所打ち杭の場合、工事中に下流域の地下水質に影響が出るおそれがあるとともに、杭の長さや本数によっては、供用時にも地下水位に影響が出るおそれがあることから、その状況に応じて、「地下水・湧水」を評価項目として選定する必要がある。

杭工事の工法や杭の本数等に応じて、項目選定することの検討を求める趣旨として、次回審査会で答申の案を審議することとする。

「地域分断」 1の対応方針は、審議終了として了承する。

2については、事業者から示された評価手法の修正案では、予測結果という事実の記載にとどまっていることから、再考する必要がある。

「地域分断」 1について、事業者の回答では具体的な工事期間がないが、問題はないか。

「地域分断」は、現況と工事中は変化がなく、供用時における改善の評価となることから、工事期間の長短が工事中の選定を左右するものではない。

「交通混雑」 1の対応方針は、調査地点の追加の検討を求める趣旨を答申案とすることで了承する。事業者からの補足資料では、新たに1交差点を調査地点として追加するとあるが、現況の交通量に本事業の交通量が加わることによって交通混雑が生じると予想される地点の選定が必要であることから、そういった状況を踏まえた上で、その他の交差点への影響も検討する必要がある。

「交通混雑」 2の対応方針は、予測方法の再検討を求める趣旨を答申案とすることで了承する。事業者からの補足資料では、理論値でも十分な評価が可能とされているが、近年の研究では、飽和交通流率のモデル自体に問題があるともされており、手引である「平面交差の計画と設計」においても実測が原則とされている。

「交通安全」 1の対応方針は、審議終了として了承する。

答申の有無に関わらず、通学路等に関する安全への配慮は、事業実施の前提条件である。

「景観」 1の対応方針は、予測結果に応じた環境保全措置の検討を求める趣旨を答申案とすることで了承する。事業者からの補足資料では、検討中の環境保全措置として景観計画に基づくものが示されているが、事業者が考えている低減策は、こちらの要求水準と大きな差があり、今回の高層建築物に必要な環境保全措置としては弱い。抜本的な改善を求めるのであれば、環境影響評価手続とは別の行政協議が必要かもしれない。

環境保全の見地からの意見でも「日照障害」や「景観」は懸念事項であることから、より一層の環境保全措置の検討をしてもらいたい。

対象事業の計画の策定の経緯について、日照障害検討結果として等時間日影図が示されているが、「日照障害」の予測方法では時刻別日影図を作成することになっていることも踏まえ、計画策定の経緯においても時刻別日影図での比較を示すことが望ましい。

「植物」の項目選定に関する議論があったが、「景観」の観点からも、オープンスペースである相模大野中央公園にある樹木というのは、景観的要素として重要である。

「ふれあい活動の場」 1の対応方針は、環境影響要因の追加の検討を求める趣旨を答申案とすることで了承する。

「ふれあい活動の場」 2の対応方針は、調査方法の再検討を求める趣旨を答申案とすることで了承する。オープンハウス形式でVRや模型などを見せながらヒアリングすることが望ましい。

質と量の関係もあるが、地域住民の意向が十分に反映できるよう、十分なヒアリングを実施されたい。

「その他」 1の対応方針は、審議終了として了承する。しかしながら、環境保全の見地からの意見を踏まえると、地域住民が高層建築物の建設を許容してまで公共歩廊の設置を求めているのか留意する必要がある。

事業者からの補足資料では、計画策定の経緯の追加説明が示されているが、十分な説明とは言えないものの、方法書ではこれ以上の審議は控える。

「その他」 2及び 3の対応方針は、審議終了として了承するが、市からの要望であれば、環境保全措置をおろそかにしてもよいということはないことから、本審査会ではしっかりと審議していく必要がある。

以上を踏まえ、事務局に答申の案を作成してもらい、次回審査会で審議することとする。

以 上

## 相模原市環境影響評価審査会委員出欠席名簿

|    | 氏 名    | 所 属 等                 | 備 考 | 出欠 |
|----|--------|-----------------------|-----|----|
| 1  | 石井 信行  | 山梨大学大学院 総合研究部 准教授     |     | 出席 |
| 2  | 小根山 裕之 | 東京都立大学 都市環境学部 教授      |     | 出席 |
| 3  | 片谷 教孝  | 桜美林大学 リベラルアーツ学群 教授    | 会長  | 出席 |
| 4  | 加藤 ゆき  | 神奈川県立生命の星・地球博物館 主任学芸員 |     | 欠席 |
| 5  | 亀卦川 幸浩 | 明星大学 理工学部 教授          |     | 出席 |
| 6  | 黒田 道子  | 東京工科大学 名誉教授           |     | 欠席 |
| 7  | 桑原 勇進  | 上智大学 法学部 教授           |     | 出席 |
| 8  | 白井 正明  | 東京都立大学 都市環境学部 准教授     |     | 欠席 |
| 9  | 田中 修三  | 明星大学 理工学部 教授          | 副会長 | 出席 |
| 10 | 塚田 英晴  | 麻布大学 獣医学部 准教授         |     | 欠席 |
| 11 | 畠山 吉則  | 日本大学 生物資源科学部 准教授      |     | 出席 |
| 12 | 御法川 学  | 法政大学 理工学部 教授          |     | 欠席 |
| 13 | 宮脇 健太郎 | 明星大学 理工学部 教授          |     | 欠席 |
| 14 | 持田 幸良  | 横浜国立大学 名誉教授           |     | 出席 |
| 15 | 吉永 龍起  | 北里大学 海洋生命科学部 准教授      |     | 出席 |